

# 第7次今金町

## 行政改革大綱

今金町



## 【 目 次 】

第1	行政改革の経緯及び目的	1
第2	行政改革大綱の位置づけ	2
1	行政改革大綱の性格	2
2	総合計画等との関連	2
第3	推進期間	2
第4	推進方法	3
1	推進体制	3
2	推進項目	3
3	行政改革実践プランと実践項目	3
4	行政改革大綱の体系	4
第5	行政改革実践プラン	5
1	組織・人づくり	5
2	行政サービスの基盤づくり	7
3	協働のまちづくり	9
第6	策定経過	11
第7	資料編	15





## 第1 行政改革の経緯及び目的

国においては、21世紀の幕開けにふさわしい国民本位の質の高い行政サービスの実現を目指すため、平成12年12月に行政改革大綱を閣議決定し、「新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換」「自主性・自立性のある地方分権の推進」「行政と民間との新たな関係構築」「行政組織・事務の減量・効率化」を観点とする集中対策を打ち出しました。

更に、平成18年度には行政改革推進法を制定し、国及び地方公共団体が、簡素で効率的な政府を実現するため行政改革の推進を図るとともに、平成23年度からの6次にわたる地方分権一括法により、地方の自主性及び自立性を尊重しながら事務・権限の移譲や義務づけ・枠づけの緩和等を行う一方で、地方に対し行財政改革の更なる推進、行政運営の公正の確保と透明性の向上、住民参加の充実など、地方分権改革をより推進するための体制整備が求められるようになりました。

今金町における行政改革の取り組みは、昭和61年1月の第1次今金町行政改革大綱策定にまで遡り、早くから事務事業改善による収支改革や定員適正化に努めてきましたが、前述の国の動向に呼応した取り組みのほか、昨今では、地方創生や少子高齢化と人口減少時代を見据えた持続する行政体制の確立など、地方行政を取り巻く新たな課題に即応できる体制づくりも求められているところです。

直近では平成28年度から令和2年度までを推進期間とする第6次今金町行政改革大綱により、「経営改革」と「協働改革」を基本指針として行財政運営の改善に努めてまいりました。

今後においても町民に身近な存在として町民本位の行政を着実に展開し、町民の福祉向上を実現するという使命を果たすため、行財政運営を常に検証し改善するための仕組みが求められております。

行政改革は、確実な行財政運営を実現するための手法の一つであり、着実な行政サービスを提供するための基本的な条件整備を図ることを目的に取り組まれるものです。

---

## 第2 行政改革大綱の位置づけ

### 1 行政改革大綱の性格

この行政改革大綱は、今金町における今後5年間の行政改革推進の基本方針を表すという基本的な性格を有しています。

本町における行政改革は、この基本方針を具現化するための方策である実践項目を設定し実行することによって、その実現を図ろうとするものです。実践項目は、行政を取り巻く情勢変化に、適宜、即応することが肝要であるため、進捗状況について定期的に検証し、必要な追加・修正を行うことによって、より実情に即した設定となるよう取り組みを進めます。

また、この行政改革大綱には、歳出の削減や無駄の排除といった従前からの視点に加え、限りある資源のもとでより良質な行政サービスを追求しようとする質的視点を取り入れ計画するものです。

### 2 総合計画等との関連

今金町には、最上位計画である総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ各種の実行計画があり、これらの計画に基づき行政サービスが展開され、町民の福祉向上が図られています。

行政サービスを提供し続けるためには安定した行財政運営が必要であり、行政改革大綱は、この行財政運営を整え、総合計画をはじめとする各種実行計画の着実な実践を支えるための基本計画として位置づけます。

## 第3 推進期間

この行政改革大綱の推進期間は、令和3年度～令和7年度の5ヶ年とします。



## 第4 推進方法

### 1 推進体制

#### ①行政改革推進本部

行政改革の取り組みは、庁内に設置する行政改革推進本部を中心に、全ての部署が目的を共有しながら、組織をあげて着実に推進していく必要があります。

毎年度に具体の取り組みとなる実践項目の進捗状況を点検評価し、達成度合いや情勢変化に即応する観点から、適宜、追加・修正を行い、実効性を高めます。

#### ②行政改革推進委員会

町民各層の委員により構成する行政改革推進委員会に対し、実践項目の進捗状況等を適切に報告し、意見をいただきながら取り組みを進めます。

### 2 推進項目

この行政改革大綱では、推進の方向性を示すため、3つの目標とそれぞれの目標を達成するために必要となる視点を設定し、行政改革大綱の「推進項目」とします。

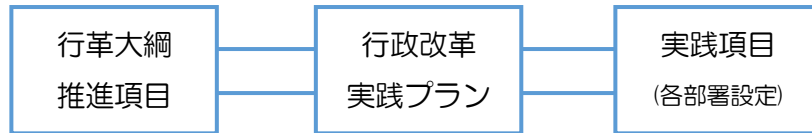
1 組織・人づくり	(1) 組織機構の確立 (2) 定員及び人件費の適正化 (3) 人材育成の推進 (4) 業務改善と行政運営の効率化
2 行政サービスの基盤づくり	(1) 歳入の確保 (2) 歳出の抑制 (3) 特別会計の経営の適正化 (4) 電子自治体の推進
3 協働のまちづくり	(1) 地域との協働の推進 (2) 公正の確保と透明性の向上

### 3 行政改革実践プランと実践項目

行政改革大綱に位置づける各推進項目に応じて「行政改革実践プラン」及び「実践項目」を設定し実効性のある取り組みを行います。

「行政改革実践プラン」は、推進項目を達成するための骨子（中項目）として設定します。「実践項目」は、「行政改革実践プラン」に基づき、各部署において設定する具体的取り組み事項として設定します。

## 4 行政改革大綱の体系



	← 推 進 項 目 →	← 実 践 プ ラ ン →	← 実 践 項 目 →
1 組織・人つくり	(1)組織機構の確立	①組織機構及び事務分掌の見直し ②横断的な組織運営 ③職場環境の改善・充実	実践プランに基づき 各部署が設定する取り組み
	(2)定員及び人件費の適正化	①定員管理 ②人件費の適正化	
	(3)人材育成の推進	①研修体制の充実 ②危機管理能力の向上 ③人事評価制度の定着・活用	
	(4)業務改善と行政運営の効率化	①業務改善の取り組み ②行政運営効率化検討からの取り組み ③政策事業（事務事業）評価の見直し	
2 行政サービスの基盤つくり	(1)歳入の確保	①町税等の収納率向上 ②各種使用料・手数料の見直し ③未利用財産の売却等の検討 ④財源確保の取り組み	実践プランに基づき 各部署が設定する取り組み
	(2)歳出の抑制	①内部管理経費の節減 ②事務事業の精査 ③施設の管理手法や委託業務の見直し ④補助金・負担金・扶助費・委託料の適正化	
	(3)特別会計の経営の適正化	①安定運営及び補助費の低減化 ②公営企業会計導入の取り組み	
	(4)電子自治体の推進	①情報ネットワークの整備運用と マイナンバー制度の有効活用 ②自治体情報システムのクラウド化 ③AIの活用の検討	
3 協働のまちづくり	(1)地域との協働の推進	①町民の参画機会の拡充 ②町民等との協働・連携の推進	実践プランに基づき 各部署が設定する取り組み
	(2)公正の確保と透明性の向上	①情報公開・情報提供の推進 ②効果的な情報発信 ③情報コンプライアンスの徹底	





## 第5 行政改革実践プラン

### 1 組織・人づくり

#### (1) 組織機構の確立

##### ①組織機構及び事務分掌の見直し

本町においてはこれまでも、時々の行政課題に対応するため、組織機構及び事務分掌の見直しを行ってきました。今後においても行政ニーズの高度化や多様化に機動的かつ迅速に対応できる効率的・効果的な組織体制の実現を目指して、適宜、点検評価を行うとともに、必要に応じて所要の見直しを行います。

##### ②横断的な組織運営

広範にわたる課題に対しては、課の枠を超えたプロジェクトチームを編成し、柔軟で機動的な課題解決に努めます。

##### ③職場環境の改善・充実

ワークライフバランスや男女共同参画、ハラスメント対策など職場を取り巻く情勢変化に柔軟に対応し、より良好な職場環境の確立に努めます。

#### (2) 定員及び人件費の適正化

##### ①定員管理

再任用制度や会計年度任用職員制度、定年延長など地方公務員制度の改定に伴う影響を適切に捉えるとともに、組織機構の見直しや事務事業等の合理化、年齢バランスに配慮した職員採用、行政ニーズ・事務量の変化等を踏まえた適正配置に努めます。

##### ②人件費の適正化

給与及び各種手当等は、財政状況等を踏まえ、人事院勧告の動向を注視し適正な水準を維持するよう努めます。

---

### **(3) 人材育成の推進**

#### **①研修体制の充実**

職員の能力が十分に発揮できる環境づくりに努めるとともに、町民目線による業務執行を心がける意識改革、目的・課題意識の高い職員を育成するため、今金町人材育成基本計画（平成12年4月1日施行）をはじめとする人材育成関係規程に基づき、研修体制の充実に取り組みます。

#### **②危機管理能力の向上**

近年、国内で多発している自然災害等に備え、職員の危機管理に関する意識や対応力の強化に努めます。

#### **③人事評価制度の定着・活用**

平成28年度に導入した人事評価制度は、的確な運用と評価結果の処遇反映により人材育成の有効な手段とする観点を持ち、一層の定着化を推進します。

### **(4) 業務改善と行政運営の効率化**

#### **①業務改善の取り組み**

行政手続きにおける町民の利便性向上のほか、内部事務における簡素化、迅速化、効率化は、行財政運営全般にわたって不可欠な取り組みです。また、適切な組織機構のあり方を検証するうえで有効な手段でもあることも踏まえ、品質確保に留意しつつ継続した取り組みを進めます。

#### **②行政運営効率化検討からの取り組み**

「行政運営効率化検討事項に関する提案書（令和元年10月18日提出）」及び「行政運営効率化検討事項提案に係る基本方針（令和元年12月4日発出）」によって提起された改善項目については、進捗管理を徹底しながら着実な実践に努めます。

#### **③政策事業（事務事業）評価の見直し**

政策事業（事務事業）評価は、業務改善のほか施策を精選するうえでも、必要かつ有効な手段です。評価に用いる調書については、より実効性を高める観点から「課長補佐・次長会議」にて検討され、平成31年2月に見直し方針の提案を受けたところであり、この方針に基づき見直しを進めます。



## 2 行政サービスの基盤づくり

### (1) 歳入の確保

#### ①町税等の収納率向上

課税客体の正確な把握、適正な賦課、納税者に対する意識啓発や適切な指導に努めながら、町税等収納率の一層の向上を図ります。

また、滞納金収納事務推進会議による取り組みに加え、渡島檜山地方税滞納整理機構と連携し滞納整理に努めます。

#### ②各種使用料・手数料の見直し

消費税率10%への改定に伴い、積算根拠に消費税率を含む使用料・手数料の見直しを行い、令和2年4月1日から適用しています。今後においては、適正な事業運営及び受益者負担の観点から、適宜、点検評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

#### ③未利用財産の売却等の検討

現に活用が図られていない空き施設や未利用の町有地をはじめ、今後、用途廃止が見込まれる行政財産など未利用財産の売却促進を検討します。

#### ④財源確保の取り組み

国・北海道の補助金等のほか、関係団体や民間企業の助成制度など充当可能な財源の確保に努めるとともに、ふるさと納税制度やクラウドファンディング、宝くじ助成金等、従来の枠にとらわれず様々な手法を検討し、収入確保に努めます。

### (2) 歳出の抑制

#### ①内部管理経費の節減

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、最小のコストで最大のサービスを提供するよう徹底した内部管理経費の節減に努めます。

#### ②事務事業の精査

目的達成度や重要度、緊急度、優先度、代替妥当性などについて、政策事業（事務事業）評価により測定し、事務事業の精選に努めます。

また、計画的な事務事業の立案、終期の設定、予算の厳正管理に努めます。

### ③施設の管理手法や委託業務の見直し

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画による計画的な施設管理に努めるとともに、委託業務の点検により維持管理経費の節減に努めます。

### ④補助金・負担金・扶助費・委託料の適正化

各種補助金及び扶助費は、行政の関与する範囲、費用対効果など有効性、公平性を検証し適正化を図ります。

一般団体補助は、自立性と自主性を尊重したうえで運営費支援から事業費支援への移行について、また、行政サービスの一翼を担っているいわゆる外郭団体は、経営改善やあり方について、それぞれ共に検証し適正な支援を目指します。

委託料については、業務範囲や直営への代替性、積算根拠の妥当性などを検証し適正化に努めます。

## (3) 特別会計の経営の適正化

### ①安定運営及び補助費の低減化

一般会計以外の7会計（国民健康保険特別会計事業勘定・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・介護老人保健施設特別会計・国民健康保険特別会計施設勘定・簡易水道事業特別会計・公共下水道事業特別会計）について、独立会計として安定運営に向けて効率化を進めるとともに、一般会計からの繰り入れ低減に努めます。

### ②公営企業会計導入の取り組み

簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計は、令和6年度からの公営企業会計導入に向けた取り組みを進めます。

## (4) 電子自治体の推進

### ①情報ネットワークの整備運用とマイナンバー制度の有効活用

行政手続きの簡素化及び業務の効率化を図る観点から、「住民基本台帳ネットワークシステム」「総合行政ネットワーク(LG-WAN)」及び「マイナンバー制度」の適正運用と有効活用に努め、電子自治体に対応するための必要な整備に努めます。



## ②自治体情報システムのクラウド化

電子決裁や文書管理のシステム化、電子申請等業務システムの統一・標準化を加速するという国の動向を注視し、クラウド業務の範囲の拡大や質的向上の取り組みに備えます。

## ③A I の活用の検討

電子化による財政負担や人的負担を考慮し、労務軽減や効率化、行政手続きの迅速化による利便性向上等につながるA I の活用方策について研究します。

# 3 協働のまちづくり

## (1) 地域との協働の推進

### ①町民の参画機会の拡充

広く町政への参画機会を確保するためにタウンミーティングなどまちづくり懇談会の実施を考慮するほか、審議会等については、政策等形成過程への参画を促進するため適切な運営に努めるとともに、広い世代からの主体的な参加により活性化を図ります。

また、パブリックコメントなど広聴活動の充実に努めます。

### ②町民等との協働・連携の推進

“町民の自主的活動”が本町の町民参画の特性であり、まちづくり活動の根幹であることを再認識し、「自助・共助・公助による協働」の考え方に基づき、地域等と行政の役割分担のもと協力・連携の関係づくりに努めます。

また、自主的な地域づくり活動に対し側面支援を充実するとともに、公益的な活動に対する支援も充実に努めます。

## (2) 公正の確保と透明性の向上

### ①情報公開・情報提供の推進

町が保有する行政情報の開示については情報公開条例に基づき適切に対応するとともに、人事行政、決算情報や公会計制度など行政運営に関する取組状況のほか多様な行政情報を迅速かつ適切に公開・公表し、「見える化」による説明責任を果たし、町政の透明性の確保に努めます。

---

## ②効果的な情報発信

広報紙・ホームページ・防災行政無線・SNS等の多様な広報媒体の活用、情報の鮮度保持や内容充実、PR活動の強化等を通じて、適正かつ迅速な行政情報の提供や本町の魅力発信などを効果的に推進します。

## ③情報コンプライアンスの徹底

今金町情報セキュリティーポリシーに基づき、町が保有する情報資産を適正に管理するとともに、情報漏洩の脅威から守るための対策を推進します。

また、個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いに関する実務研修会や関連情報の提供など啓発を通じて、個人情報の適正な管理・運用を推進します。



## 第6 策定経過

### 【今金町行政改革推進委員会委員名簿】

任期：委嘱の日から令和3年3月31日

役職	氏名	役職	氏名
委員長	清水 寛	委員	荒川 英也
副委員長	螺 良弘志	委員	本多 鉄也
委員	佐藤 創	委員	芳賀 健太
委員	佐藤 誠	委員	刈屋 秀慶
委員	菊地 浩之	委員	本田 直美
委員	上野 義則		

### 【第7次今金町行政改革大綱審議経過】

#### ◇ 第1回 ◇

- 日時・場所 令和2年10月30日（金）午後6時30分～ 今金町民センター大会議室
- 議 事 1) 諮問
- 2) 第6次今金町行政改革大綱の概要及び取組状況について
- 3) 昨今の財政状況及び行政運営効率化検討の取組について
- 4) 第7次今金町行政改革大綱策定について（策定スケジュール・構成案）

#### ◇ 第2回 ◇

- 日時・場所 令和2年11月18日（水）午後6時30分～ 今金町総合体育館研修室
- 議 事 1) 第7次今金町行政改革大綱（案）について

#### ◇ 第3回 ◇

- 日時・場所 令和3年1月20日（水）午後6時30分～ 今金消防署会議室
- 議 事 1) 第7次今金町行政改革大綱（案）について
- 2) 令和3年度行政改革実践プラン・実践項目設定（案）について
- 3) 答申に向けて

#### ◇ 第4回 ◇

- 日時・場所 令和3年2月9日（火）午後6時30分～
- 今金町総合福祉施設としべつ保健センター
- 議 事 1) 答申
- 2) 第7次今金町行政改革大綱の概要について
- 3) 意見交換

# 諮 問 書

令和2年10月30日

今金町行政改革推進委員会  
委員長 清 水 寛 様

今金町長 外 崎 秀 人

## 第7次今金町行政改革大綱の策定について（諮問）

今金町においては、昭和61年1月に第1次今金町行政改革大綱を策定以来、直近では平成28年度から令和2年度までを推進期間とする第6次今金町行政改革大綱を基本指針とし、行財政運営の改善に努めてまいりました。

少子高齢社会、人口減少社会の到来を実感する時代を迎え、国、地方を問わず行政を取り巻く環境は従来にも増して変化が激しく、そして厳しく、また、複雑かつ多様化・高度化する行政ニーズに対しては、よりの確な対応が求められる時代となりました。

更には、突如出現した新型コロナウイルス感染症によって突発的・緊急的な取り組みを強いられているばかりか、今後においても国民生活、行財政運営ともに新たな様式・対応が求められるなど、殊更に先行きの不透明さばかりが増している情勢ともなりました。

このような中であっても、町民に身近な存在であるべき今金町には、困難を克服し町民本位の行政を着実に展開し町民の福祉向上を実現する使命があり、行財政運営のあり様を常に検証し改善するための不断の努力が不可欠であります。

こうした情勢を踏まえ、新しい時代に即応し将来にわたって持続する行財政運営を確実なものとするため、その基本指針となる第7次今金町行政改革大綱の策定について、今金町行政改革推進委員会条例第2条第1項の規定に基づき諮問いたします。

## 記

- 1 推進期間 令和3年度から令和7年度の5ヶ年とする。
- 2 策定の視点 行政改革大綱は、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略などの実行計画を着実に実践するために行財政運営の仕組みを整える基本指針であることを踏まえ、次の視点により検討願いたい。
  - 1) 組織のあり方及び人材の育成
  - 2) 適切な行政サービスと財政運営のあり方
  - 3) 町民との協働





# 答 申 書

令和 3 年 2 月 9 日

今金町長 外 崎 秀 人 様

今金町行政改革推進委員会

委員長 清 水 寛

## 第7次今金町行政改革大綱の策定について（答申）

令和2年10月30日付けで諮問されました第7次今金町行政改革大綱策定につきまして、次のとおり答申いたします。

今金町においては、昭和61年1月に第1次今金町行政改革大綱を策定以来、不断の行政改革に取り組み、今日まで健全な行財政運営を維持し、良好な行政サービスを提供していただいておりますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

時代の変化はめまぐるしく移り変わり、地方創生が唱えられる中、国、地方を問わず新たな行財政運営の仕組みづくりが求められております。また一方では、国民生活や経済社会へ大きな影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症への対応など、収束が見えない先行き不透明な行政課題を抱えることとなりました。

こうした情勢下において、町民に身近な拠り所としての役割は更に大きくなるものと思われ、今こそ着実な行財政運営の基盤を築くことが肝要であります。

つきましては、将来にわたって持続するまちづくりを実現するため、第7次今金町行政改革大綱を指針としての確な行財政運営が図られるよう、行政改革推進委員会の総意をもって答申いたします。





## 第7 資料編

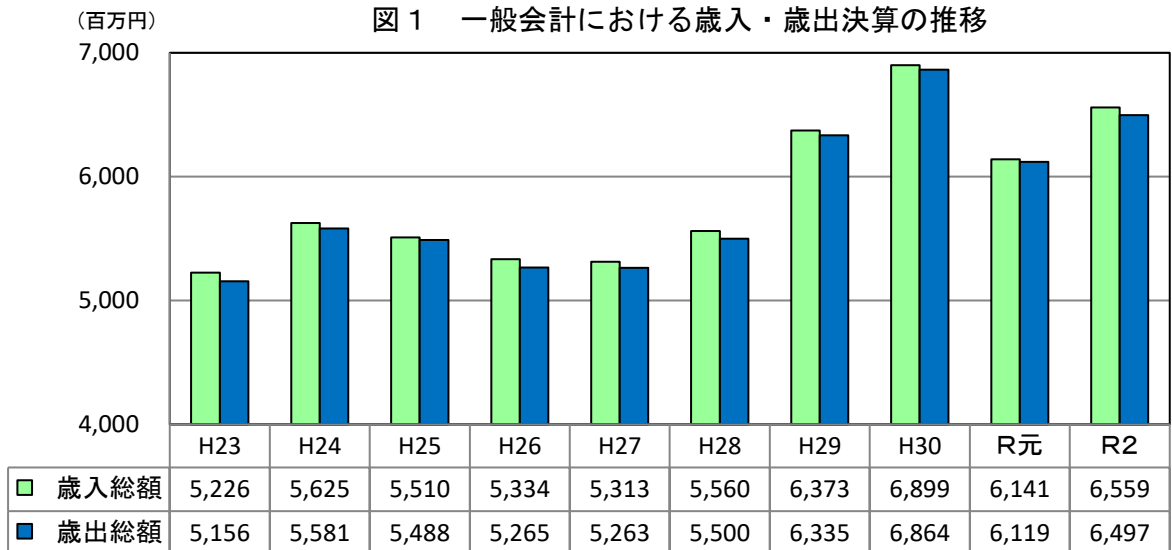
( 1 ) 歳入・歳出決算の推移	_____	17
( 2 ) 歳入決算の推移	_____	17
( 3 ) 町税実績の推移	_____	18
( 4 ) 歳出（目的別）の推移	_____	18
( 5 ) 歳出（性質別）の推移	_____	19
( 6 ) 財政の弾力性（経常収支比率）の推移	_____	20
( 7 ) 地方債現在高の推移	_____	21
( 8 ) 積立金現在高の推移	_____	21
( 9 ) 実質公債費比率（単年度）の推移	_____	22
( 1 0 ) 財政健全化推進プログラム（H28～R2）の検証	—	23





(1) 歳入・歳出決算の推移

近年における一般会計の財政規模は図1のとおり、平成28年度までは55億円前後で推移してきましたが、平成29年度と平成30年度は総合体育館改築事業、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種事業等により大幅に増加となりました。なお、令和元年度は基金の積み替え4.8億円が歳出に含まれており、差し引くと56.4億円となっています。



(2) 歳入決算の推移

10年間の決算状況をピーク比で見ると、地方交付税は30～31億円から27億円規模に減少しており、不足する一般財源の調整を積立金を取り崩しているため、繰入金、諸収入（備荒資金支消金）が増加しています。

図2 歳入決算の推移

(単位: 百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
町税	517	508	516	509	502	501	513	531	525	522
譲与税・交付金	206	186	185	174	227	210	223	223	225	253
地方交付税	2,976	3,109	3,090	2,956	3,010	2,959	2,844	2,755	2,725	2,747
負担金	39	29	36	47	43	52	72	85	79	83
使用料・手数料	118	113	113	110	112	114	111	109	102	103
国庫支出金	415	281	439	342	437	484	571	520	453	1,299
道支出金	320	620	640	378	358	349	448	432	435	406
財産収入	29	20	36	32	35	41	51	37	55	53
寄付金	8	6	9	5	4	11	18	22	13	14
繰入金	8	211	12	227	110	409	271	311	736	136
繰越金	56	40	23	10	53	32	44	18	20	11
諸収入	223	137	85	86	51	53	170	355	158	207
町債	311	365	326	458	371	345	1,037	1,501	615	725
計	5,226	5,625	5,510	5,334	5,313	5,560	6,373	6,899	6,141	6,559

### (3) 町税実績の推移

町税の構成については、図3のとおり町民税と固定資産税がその大半を占めています。

固定資産税、町たばこ税は年々減少傾向にありますが、町民税については平成30年度に農業所得割が伸びるなど、前年比24百万円の増加となり、その後減少はしているものの、平成29年度以前に比べると高い水準となっています。

図3 町税収納額の推移

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
町民税	219	224	225	218	219	217	229	253	248	242
固定資産税	240	228	229	231	224	222	223	217	216	221
町たばこ税	44	43	48	46	45	45	44	43	42	40
軽自動車税	12	11	12	12	12	15	15	16	16	17
入湯税	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	517	508	516	509	502	501	513	531	524	522

### (4) 歳出(目的別)の推移

10か年の平均値では、民生費が最も大きく全体の20.3%、次いで総務費15.1%、衛生費12.3%、土木費11.4%、教育費11.1%、公債費10.4%、農林費9.6%、消防費4.6%、商工費3.6%、議会費1.2%、災害復旧費が0.4%となっています。

図4 歳出(目的別)の推移

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	平均値	構成比
議会費	82	72	68	68	75	70	68	68	66	62	70	1.2%
総務費	1,073	1,004	940	690	741	747	647	623	1,135	1,150	875	15.1%
民生費	1,109	1,153	1,099	1,130	1,193	1,218	1,234	1,229	1,221	1,225	1,181	20.3%
衛生費	664	705	695	738	723	714	798	748	725	632	714	12.3%
労働費	9	8	9	1	0	0	0	0	0	0	3	0.0%
農林費	333	662	670	455	437	510	639	641	578	625	555	9.6%
商工費	108	100	130	265	177	226	324	344	165	236	208	3.6%
土木費	603	670	603	578	589	635	627	631	719	937	659	11.4%
消防費	190	228	210	307	228	217	275	227	281	535	270	4.6%
教育費	344	359	406	363	466	491	1,070	1,727	672	553	645	11.1%
公債費	613	620	652	670	634	617	591	594	557	497	605	10.4%
災害復旧費	28	0	6	0	0	55	62	32	0	45	23	0.4%
計	5,156	5,581	5,488	5,265	5,263	5,500	6,335	6,864	6,119	6,497	5,807	100.0%



(5) 歳出（性質別）の推移

歳出の性質別の推移については、図5から図12のとおりとなっており、黒線は近似曲線を表しています。

図5～図12（単位：百万円）

図5 人件費の推移

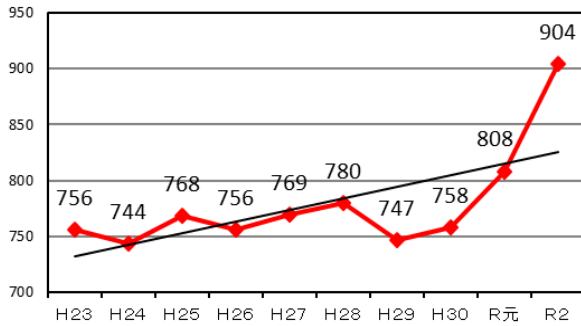


図6 公債費の推移

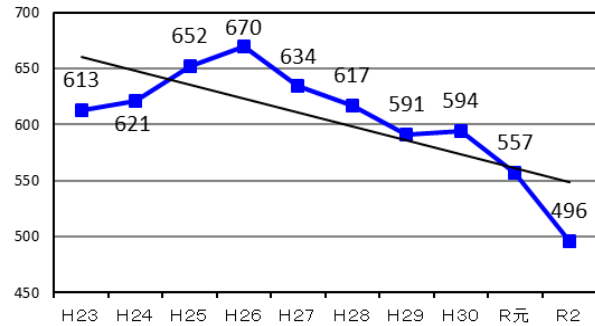


図7 物件費の推移

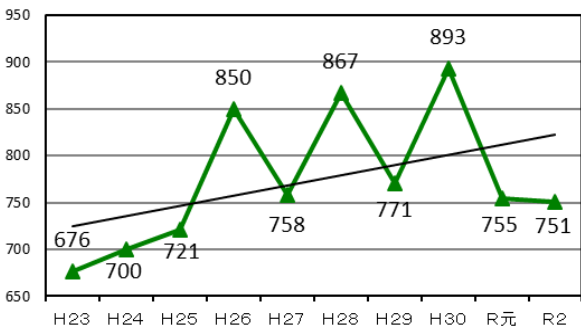


図8 補助費の推移

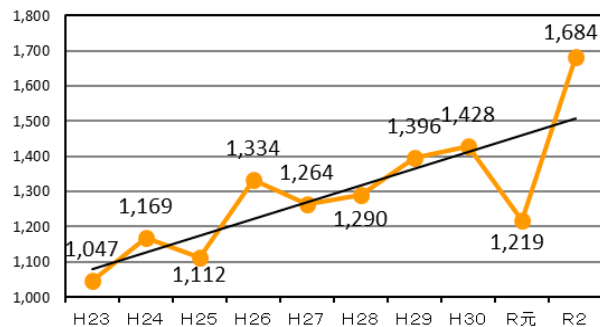


図9 繰出金の推移

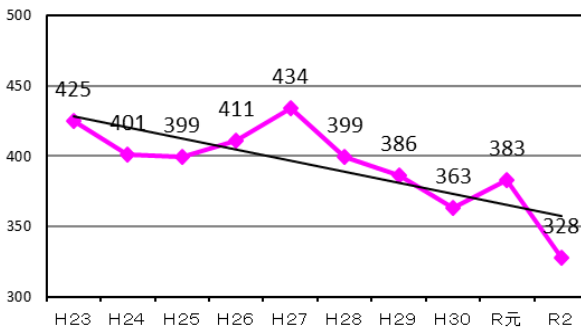


図10 普通建設費の推移

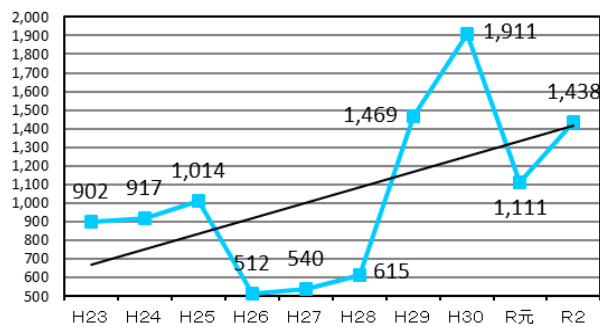


図11 扶助費の推移

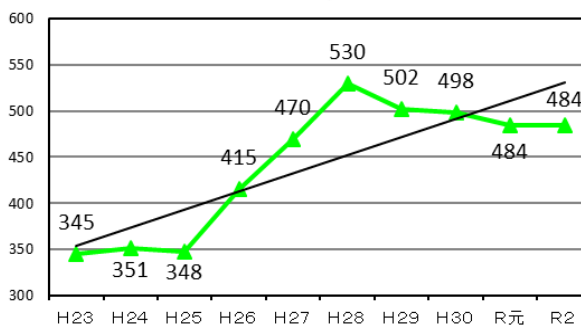
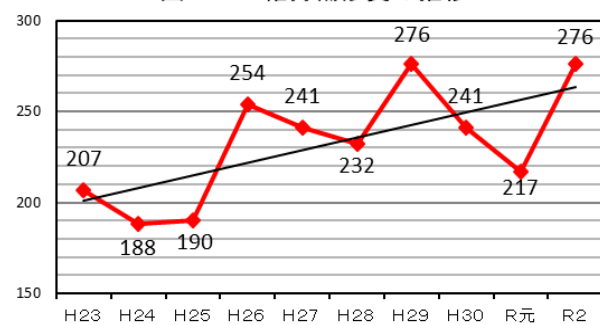


図12 維持補修費の推移



## (6) 財政の弾力性（経常収支比率）の推移

経常収支比率は、財政の弾力性を判断する指標であり、用途を自由に決定できる経常一般財源を経常的経費にどのくらい充当されたかを示したものです。令和2年度北海道平均は未公表ですので、令和元年度で比較しますと本町は85.1%であり、全道平均92.5%より7.4ポイント低い状況ではありますが、比率が上昇傾向にあり財政の硬直性は高くなっています。

なお、図14は段階別団体分布状況になっており、令和元年度、本町は80以上90未満の最も多い87団体中に位置しています。

図13 経常収支比率の推移

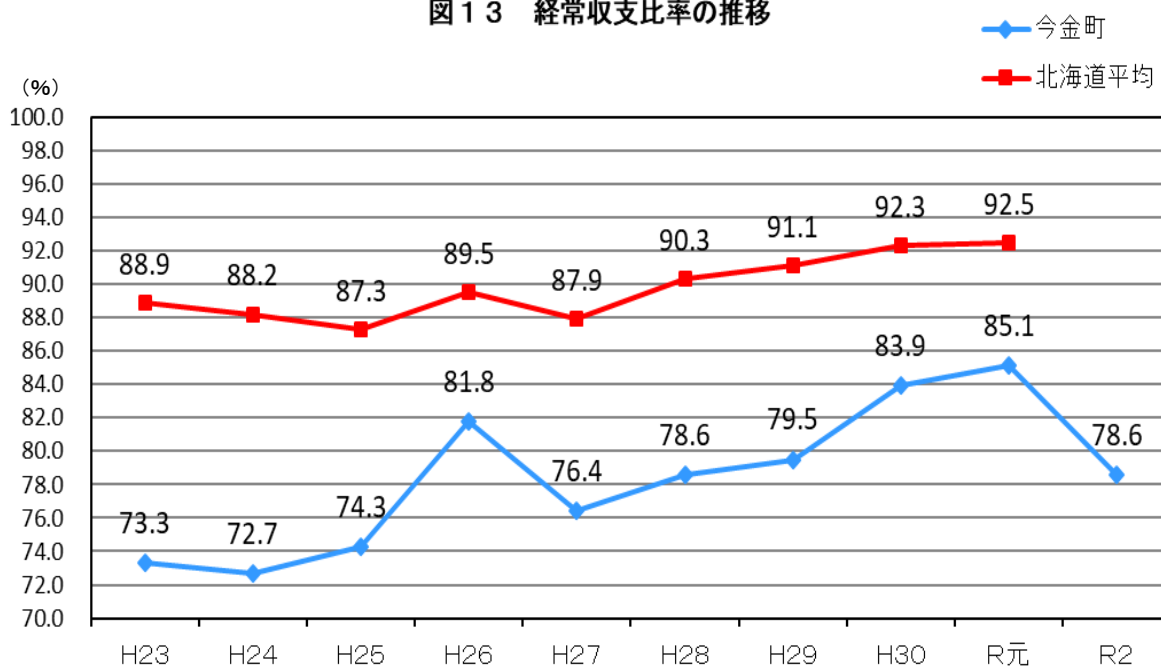
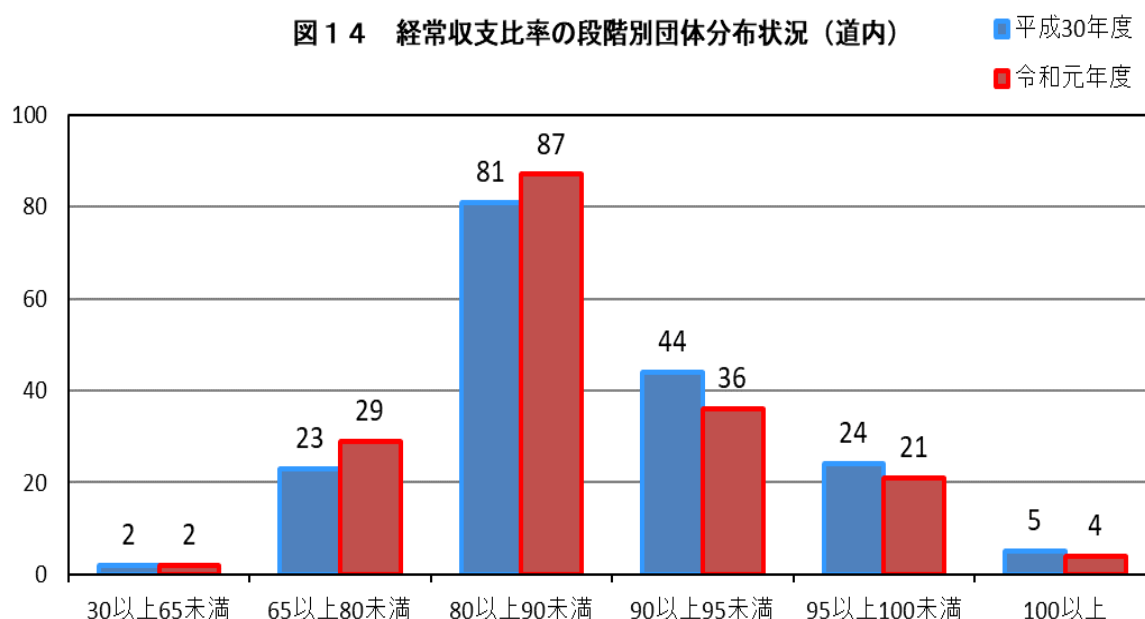


図14 経常収支比率の段階別団体分布状況（道内）

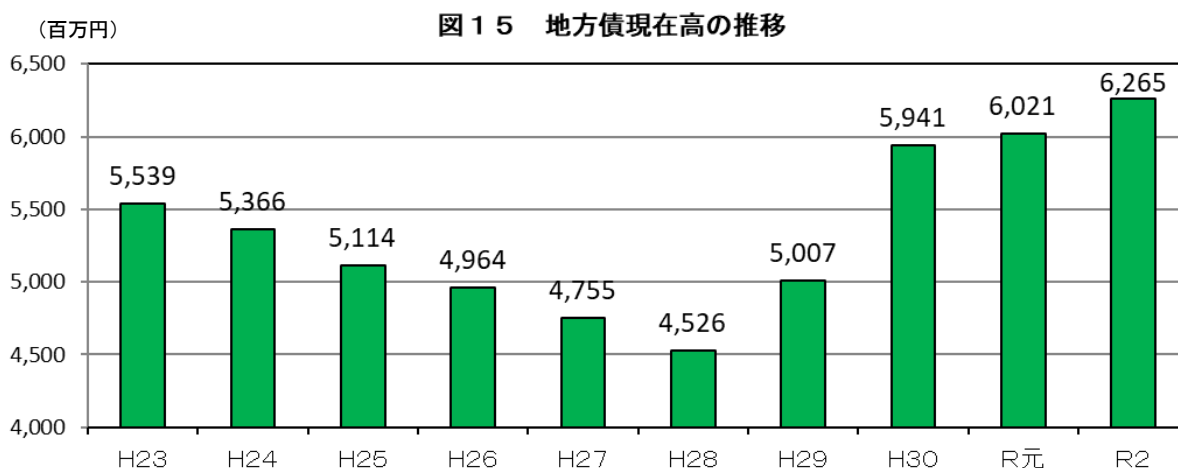






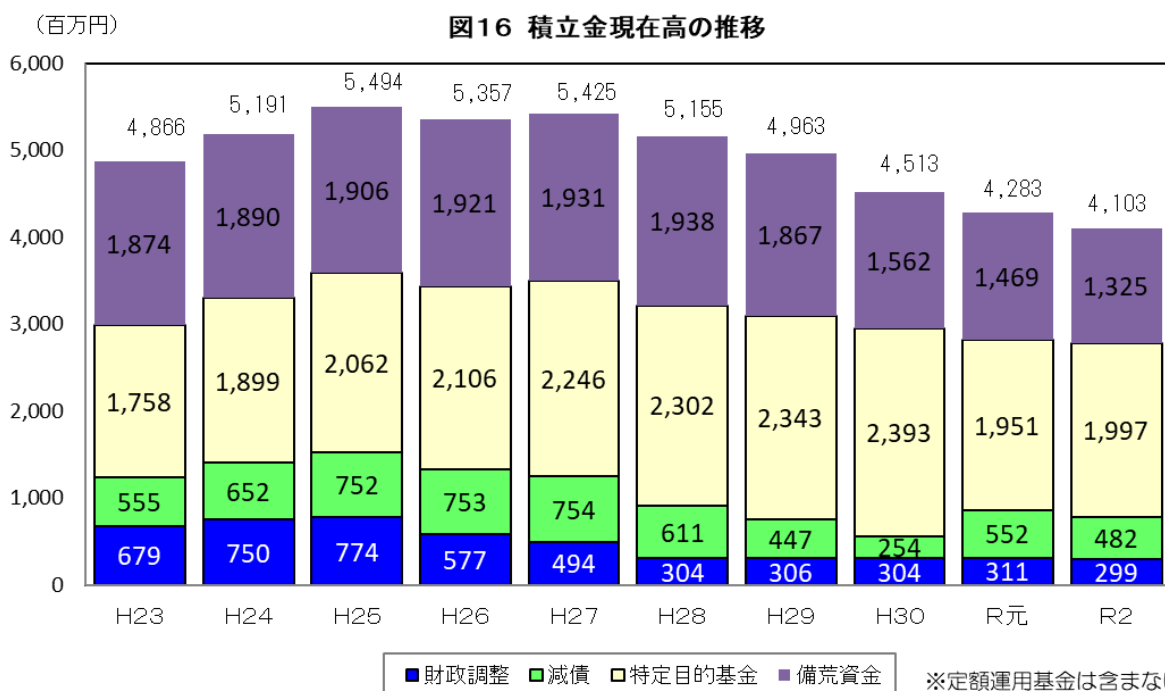
### (7) 地方債現在高の推移

地方債現在高は、平成28年度まで借入額を償還額が上回り、残高は減少傾向にありましたが、総合体育建設事業債を平成29年度439百万円、平成30年度1,043百万円、令和元年度は高美公園整備事業債100百万円、今金中学校改築事業債111百万円、令和2年度は防災行政無線整備事業債279百万円などを借り入れたことから残高が増加しています。令和元年度末の現在高6,021百万円のうち、国が負担する地方交付税措置額は4,849百万円が見込まれ、本町が実質負担する額は1,172百万円が見込まれます。



### (8) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成25年度の5,494百万円をピークに、令和2年度は4,103百万円となり、1,391百万円減少しています。減少幅が大きいのは備荒資金組合積立金が581百万円、財政調整基金が475百万円、減債基金が270百万円、特定目的基金が65百万円となっています。

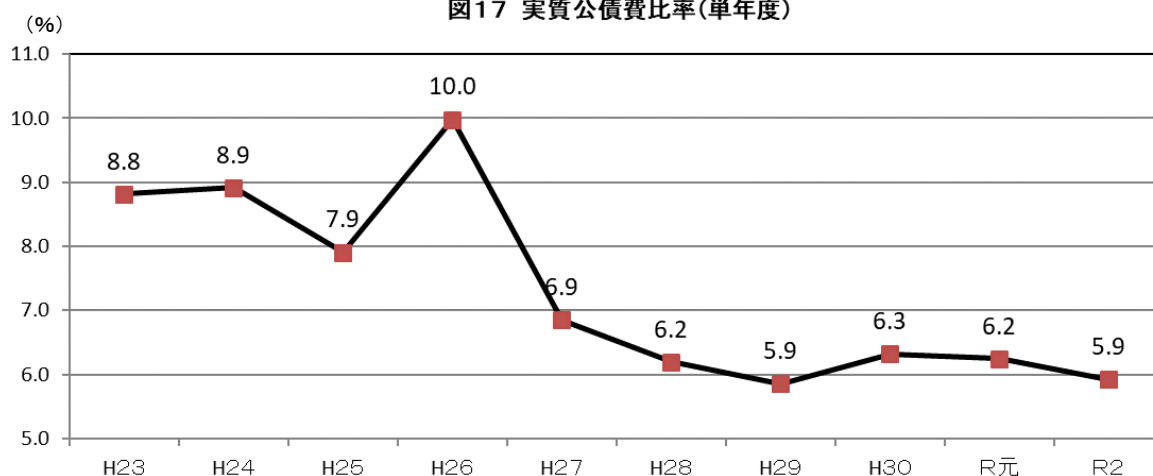


## (9) 実質公債費比率（単年度）の推移

実質公債費比率は、平成26年度10.0%がピークで、その後減少して6.9%から5.9%の間で推移、令和2年度は前年対比0.3%減の5.9%となっています。

近年は、総合体育建設事業債を平成29年度439百万円、平成30年度1,043百万円、令和元年度は高美公園整備事業債100百万円、今金中学校改築事業債111百万円、令和2年度は防災行政無線整備事業債279百万円などを借り入れたことから町債残高が増加しており、町債の償還（公債費）が財政を圧迫しないよう、減債基金等の償還財源の確保、国からの地方交付税措置がある有利な起債を活用するなど、適正な起債管理に努めています。

図17 実質公債費比率(単年度)



(単位:千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
分子	270,350	282,631	249,285	300,484	212,026	185,188	169,317	178,455	177,450	174,722
分母	3,067,370	3,170,955	3,152,830	3,010,752	3,094,889	2,990,077	2,890,870	2,824,453	2,840,855	2,950,512

(分子、分母の算定式)

分子：(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

分母：標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(参考) 平成26年度（ピーク）と令和2年度との比較

### ①分子の比較

	償還金	特定財源等	分子
H26年度	920,652	620,168	300,484
R2年度	616,954	442,232	174,722
差 額	△ 303,698	△ 177,936	△ 125,762

### ②分母の比較

	標準財政規模	需要額算入額	分母	実質公債費比率
H26年度	3,576,341	565,589	3,010,752	10.0
R2年度	3,352,919	402,407	2,950,512	5.9
差 額	△ 223,422	△ 163,182	△ 60,240	△ 4.1



(10) 財政健全化推進プログラム(平成28年度～令和2年度)の検証

① 財政推計の検証

(歳入)

(単位:百万円)

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差
町税	489	501	12	489	513	24	489	531	42	489	524	35	489	522	33
譲与税・交付金	242	210	△32	242	223	△19	242	224	△18	242	225	△17	242	253	11
地方交付税	2,639	2,959	320	2,639	2,844	205	2,639	2,755	116	2,639	2,725	86	2,639	2,747	108
使用料・手数料・負担金	155	166	11	155	183	28	155	195	40	155	180	25	155	186	31
国・道支出金	781	834	53	730	1,019	289	865	952	87	860	887	27	1,225	1,704	479
町債	390	345	△45	862	1,037	175	1,704	1,501	△203	353	615	262	1,509	725	△784
その他の収入	367	192	△175	367	294	△73	367	210	△157	367	687	320	367	178	△189
合計	5,063	5,207	144	5,484	6,113	629	6,461	6,368	△93	5,105	5,843	738	6,626	6,315	△311

(歳出)

義務的経費	1,901	1,927	26	1,859	1,840	△19	1,861	1,850	△11	1,813	1,849	36	1,798	1,884	86
人件費	778	780	2	778	747	△31	778	758	△20	778	808	30	778	904	126
扶助費	501	530	29	504	502	△2	506	498	△8	509	484	△25	511	484	△27
公債費	622	617	△5	577	591	14	577	594	17	526	557	31	509	496	△13
普通建設事業費	653	615	△38	1,170	1,469	299	2,314	1,911	△403	1,170	1,111	△59	2,658	1,438	△1,220
その他の経費	2,797	2,843	46	2,795	2,891	96	2,792	2,957	165	2,789	2,574	△215	2,787	3,087	300
物件費	903	867	△36	902	771	△131	901	893	△8	900	755	△145	899	751	△148
補助費等	1,253	1,290	37	1,252	1,396	144	1,250	1,428	178	1,249	1,219	△30	1,248	1,684	436
繰出金	424	399	△25	424	386	△38	424	363	△61	424	383	△41	424	328	△96
その他	217	287	70	217	338	121	217	273	56	216	217	1	216	324	108
積立金	55	115	60	55	135	80	55	146	91	55	585	530	55	88	33
合計	5,406	5,500	94	5,879	6,335	456	7,022	6,864	△158	5,827	6,119	292	7,298	6,497	△801

収支(歳入-歳出)	△343	△293	50	△395	△222	173	△561	△496	65	△722	△276	446	△672	△182	490
積立金増減額	△343	△326	17	△395	△233	162	△561	△500	61	△722	△268	454	△672	△226	446

※収支と積立金増減額の差は、翌年度への繰越財源等によるものです。

② 積立金残高の検証

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差	財政計画	決算	差
積立金残高	2,836	2,853	17	2,441	2,620	179	1,880	2,120	240	1,638	2,332	694	966	2,106	1,140

※積立金残高は、自由に出し入れが可能な積立金(財政調整基金、減債基金、備荒資金組合積立金)の合算額です。

※令和元年度公共施設整備基金から減債基金に480百万円組み替えたことから、推進プログラム数値を当初計画から次のとおり変更して検証しています。 元年度1,158⇒1,638百万円 2年度486百万円⇒966百万円

■ 第3次財政健全化推進プログラムの財政計画と各年度決算額の対比による検証結果

歳入は、譲与税・交付金、町債、その他の収入が計画を下回りましたが、この他は上回り、5か年の計画287億39百万円に対し、決算は298億46百万円と、11億7百万円上回り、一方の歳出は、普通建設事業費、物件費、繰出金が大きく下回り、5か年では計画314億32百万円に対して、決算313億15百万円、1億17百万円下回りました。

この結果、収支においては各年度で計画を上回り、積立金増減額の5か年では計画26億93百万円の減少に対して、15億53百万円の減少となり、基金残高は令和2年度末、計画9億66百万円に対して、21億6百万円と、11億4千万円上回っています。

国の財政状況を鑑みると、地方交付税の状況は不透明であり、持続的で安定的な財政運営には、歳入歳出の健全化を推進するとともに、収支均衡に向けた行財政改革の取り組み、財源の確保に努めていきます。





## 第7次今金町行政改革大綱

【令和3年度～令和7年度】

北海道今金町総務財政課

〒049-4393 北海道瀬棚郡今金町字今金 48 番地の 1

TEL 0137-82-0111 FAX 0137-82-2492

ホームページ <http://www.town.imakane.lg.jp>